

開設 65 周年 記念市

第 1122 回

素材公売明細書

令和 5 年 11 月 15 日 (水)

場所 長野市穂保字中ノ配 342

長野県森林組合連合会 北信木材センター

毎々のお買い上げありがとうございます。

次回市売予定日は 令和 5 年 12 月 13 日 (水)

入札 12 時 00 分より

長野県森林組合連合会 北信木材センター

TEL 026(295)5546

FAX 026(295)5547

市 売 規 程 抜 萃

1. 販売方法は、一般入札とする。
入札は、最高額の札を以って落札とし、同額の場合は抽選とする。
2. 販売物件は、木材センター土場渡しとする。
3. 現物は明細書によるものとする。
4. 入札保証金は、金拾万円とする。
5. 落札者は、入札保証金を売買契約保証金に振替えるものとする。
6. 落札者は、落札の日から 15 日以内に現金を以って納入するものとする。
但し、落札者が指定日までに代金を納入しないときはこの契約を解除し、契約保証金は返済しない。
7. 現物引渡しは落札の日から 20 日以内とする。
8. 期間内に搬出しない場合は、1 日 m³ 当り 40 円の保管料を支払うものとする。

木材代金納入期限 11 月 30 日(水)

物 件 引 取 り 12 月 5 日(火)

上記の通りご協力をお願い致します。



備考欄に「認証材」の記載がある極は
100%SGEC(CoC)認証材です。

木材市売規程

長野県森林組合連合会

- 1 長野県森林組合連合会（以下「連合会」という。）の経営する木材の市売は、この規程により行うものとする。
- 2 本市売出品材は、一般素材、その他原木一切とし、原則として一般入札により販売する。ただし、出荷者と合議のうえ、入札を行わず随意販売する場合がある。
- 3 入札日は、木材センター毎に定める。
- 4 入札者に対する規定は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 入札者は、木材業者、製材業者並びに一般需要者とする。ただし、次の者に対しては、入札を拒否することがある。
 - ア 入札者が、連合会に対する債務について支払義務を怠っているとき。
 - イ 入札者が、差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は整理、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自から整理、和議、会社更生手続の開始、若しくは破産の申立てをした者であるとき。
 - ウ 入札者が自ら振出し、又は引受けた、手形又は小切手につき不渡処分を受ける等の支払停止状態にある者であるとき。
 - (2) 入札の方法は、極積毎の明細表に表示した単位当りの価格により行う。
 - (3) 入札の最高額の札をもって落札とし、同額の場合は、抽選により決定する。ただし、連合会の予定価に達しない時は、落札しない。
 - (4) 入札及び開札は、連合会が指定した時刻及び場所において行う。
 - (5) 入札者は、入札保証金 100,000 円を現金又は小切手で入札開始の時刻までに連合会に納入する。ただし、会員及び森林組合連合会は、これを免除する。落札者は、入札保証金を売買契約保証金に振り替え、最終木材代金完納のとき、売買代金に繰り入れるものとし、不落札者に対しては、入札保証金を返還する。
 - (6) 落札当日、落札者の決定をもって、売買契約締結の手続きが完了したこととする。
 - (7) 落札者は、入札保証金を売買契約保証金に振り替え、落札価格に積込料を加えた代金（以下「売買代金」という。）に充当することができるものとし、不落札者に対しては、入札保証金を返還する。
 - (8) 前(7)による売買契約保証金の売買代金への充当を希望しないで、全額現金を納入する落札者は、前(5)の入札保証金を預入保証金とすることができる。

- (9) 連合会は、落札当日、落札者あてに請求書を発行し、落札者は落札の日から15日以内に現金をもって納付するものとする。
 - (10) 落札物件の搬出期限は、落札の日から20日以内とする。万一この期限内に搬出できないときは、連合会の許可を受けるものとする。ただし、この場合、連合会から請求があったときは、1日1立方メートル当り40円の保管料を支払うものとする。
 - (11) 物件の引渡しは、代金納入後に行う。
 - (12) 連合会は、落札者が前(9)の指定日までに売買代金を納入しないときは、期日の翌日から支払の日まで年利14.6%の割合による遅滞利息を請求することができる。—以下略—
 - (13) 入札は、現物及び明細書を確認の上行うものとし、落札後における出品材の品質、数量及びその他についての異議の申立ては行うことができないものとする。
 - (14) 落札物件が引取未了の間に天災その他不可抗力によってその物件が毀損又は滅失した場合、連合会は、一切の責任を負わない。
 - (15) 開札は、入札者の面前で行う。
 - (16) 郵便入札の場合は、前(4)、前(5)及び前(7)の規定を適用する。
- 5 木材市売販売の出荷者(以下「出荷者」という。)に対する規定は、次に定めるとおりとする。
- (1) 出荷者は、原則として森林組合とする。
 - (2) 出荷者は、出荷申込書を提出した上で販売取扱要領に基づき出荷する。
 - (3) 出荷者は、納品書へ樹種、適格請求書発行事業者の登録の有無等を記入の上で出荷し、連合会が公正に検知し荷受することをもって、委託販売契約締結の手続きが完了したこととする。
 - (4) 荷受後売渡しまでの出品材の保管については、連合会が責任を負う。ただし、不可抗力により損害を生じた場合は、連合会と出荷者双方協議の上誠意をもって処理するものとする。
 - (5) 委託販売手数料は、会員にあっては、販売代金の5.5%、員外者にあっては7.5%とする。ただし、員外であって止むを得ない事情があると認められる者については、理事会に諮って当該手数料の率を別に定めることができる。
 - (6) 極積料は、1立方メートル当り680円以内で理事会が定めた額とし、出荷者負担とする。
 - (7) 連合会は、出荷者に対して落札金額相当額を販売代金として、売買契約締結の日から9日以内に委託販売手数料、極積料等を控除し、現金で支払うとともに精算書を送付する。なお、消費税の取扱いについては、別に定める。

- (8) 集積土場到着までの運賃諸掛り等一切の費用は、出荷者負担とする。
- (9) 入札当日不落出品材又は不契約材については、次回に持越すか、又は出荷者と合議の上連合会において販売する。
- 6 積込料は、1立方メートル当り650円とし、利用者負担とする。積込は、原則として連合会が行う。ただし、落札者が自ら積込を行うことを連合会が認めた場合は、積込料の2分の1に相当する額を利用者負担とする。
- 7 本規程に別段の定めのない事項については、すべて連合会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年8月1日から施行する。
- 2 第4項第4号及び第10号の改正規定は、昭和43年12月1日から施行する。
- 3 第4項及び第5号の改正規定は、昭和44年10月1日から施行する。
- 4 第4項第10号の改正規定は、昭和45年4月20日から施行する。
- 5 第5項第6号及び第6項の改正規定は、昭和45年6月1日から施行する。
- 6 第5項第6号の改正規定は、昭和47年10月5日から施行する。
- 7 第6項の改正規定は、昭和48年4月1日から施行する。
- 8 第4項第5号第5項第6号及び第6項の改正規定は、昭和49年4月1日から施行する。
- 9 第5項第5号の改正規定は、昭和50年6月1日から施行する。
- 10 第4項第1号、第8号、第10号の改正規定は、昭和52年1月1日から施行する。
- 11 第5項第6号及び第6項の改正規定は、昭和52年6月1日から施行する。
- 12 第5項第6号及び第6項の改正規定は、昭和53年4月1日から施行する。
- 13 第4項第6号の改正規定は、昭和54年1月1日から施行する。
- 14 第5項第6号及び第6項の改正規定は、昭和55年4月1日から施行する。
- 15 第4項第9号の改正規定は、昭和47年8月1日から施行する。
- 16 第5項第5号の改正規定は、昭和63年4月1日から施行する。
- 17 第5項第6号の改正規定は、平成2年4月1日から施行する。
- 18 第6項の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 19 第6項第7号の改正規定は、平成7年1月4日から施行する。
- 20 第4項第6号の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

- 21 第4項第8号、第9号、第10号及び第11号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 22 第4項第11号の改定規定は、平成14年8月2日から施行する。
- 23 第6項の改正規定は、平成15年2月7日から施行する。
- 24 第2項及び第4項1号、5号の改正規定は、平成18年2月7日から施行する。
- 25 第4項第5号の改定規定は、平成22年11月8日から施行する。
- 26 第1項から第7項までの改正規定は、令和元年5月17日から施行する。
- 27 第2項及び第4項から第6項までの改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

** 公 売 明 細 書 **

桧番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
1	カラマツ	4.00	30 ~ 36	66	25.242		国有林
2	カラマツ	4.00	24 ~ 28	89	22.858		国有林
3	カラマツ	4.00	24 ~ 28	112	28.588		国有林
4	アカマツ	6.00	38	1	0.913		国有林
5	ホウ	5.00	32	1	0.512		国有林
6	クリ	5.00	36	1	0.648		国有林
7	アカマツ	4.00	44	1	0.774		国有林
8	アカマツ	4.00	38 ~ 42	4	2.502		国有林
9	アカマツ	4.00	38 ~ 42	3	1.990		国有林
10	アカマツ	4.00	38 ~ 44	3	2.058		国有林
11	ホウ	4.00 ~ 4.40	24 ~ 28	2	0.575		国有林
12	ホウ	4.00	32	1	0.410		国有林
13	クリ	4.00	18 ~ 20	2	0.290		国有林
14	クリ	4.00 ~ 4.60	22 ~ 28	2	0.537		国有林
15	ホウ	4.00	30	2	0.720		国有林

** 公 売 明 細 書 **

桧番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
16	クルミ	3.80	28	1	0.298		国有林
17	カハ	4.00 ~ 4.40	36 ~ 38	3	1.731		国有林
18	カハ	4.00 ~ 4.60	34 ~ 36	3	1.568		国有林
19	カハ	3.60 ~ 4.00	26 ~ 32	3	0.953		国有林
20	カハ	4.00	24 ~ 30	5	1.488		国有林
21	欠番						
22	欠番						
23	欠番						
24	欠番						
25	欠番						
26	欠番						
27	欠番						
28	欠番						
29	欠番						
30	欠番						

記念市奥土場展示箇所

北信森林管理署委託出品材

Aの6 1号桧

Aの7 2号桧・4号桧

Aの4 3号桧

Aの8 5号桧～10号桧

Aの9 11号桧～16号桧

Aの10 17号桧～20号桧

** 公 売 明 細 書 **

桧番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
31	ケヤキ	5.40	82	1	3.631	1本	
32	ケヤキ	4.20	66	1	1.830	1本	
33	ケヤキ	5.00	68	1	2.312	1本	
34	ケヤキ	4.00	80	1	2.560	1本	
35	ケヤキ	3.00	50	1	0.750	1本	
36	ケヤキ	3.80	54	1	1.108	1本	
37	ブナ	4.00	44	1	0.774		
38	ブナ	4.00	52	1	1.082		
39	ホウ	2.00	38	1	0.289		
40	ホウ	2.00	32	1	0.205		
41	ホウ	1.80 ~ 2.00	26 ~ 38	3	0.587		
42	ブナ	2.00	34 ~ 42	2	0.584		
43	ブナ	2.00	40 ~ 44	3	1.027		
44	ホウ	2.80	34	1	0.324		
45	ホウ	3.00 ~ 4.00	22 ~ 26	3	0.637		

** 公 売 明 細 書 **

極番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
46	杣	2.80 ~ 3.20	28 ~ 32	3	0.810		
47	杣	3.20	32	1	0.328		
48	杣	2.80	40	1	0.448		
49	ブナ	2.60 ~ 3.40	38 ~ 40	3	1.346		
50	ブナ	4.20	48	1	0.968		
51	杣	4.00	48	1	0.922		
52	杣	3.40	50	1	0.850		
53	サクラ	3.80	26	1	0.257		
54	サクラ	3.00 ~ 3.20	26 ~ 28	3	0.686		
55	サクラ	2.00	50	1	0.500		
56	サクラ	3.00	36	1	0.389		
57	クリ	4.00	40	1	0.640		
58	クリ	3.60	38	1	0.520		
59	クリ	4.00	38	1	0.578		
60	アカシヤ	3.00	40	1	0.480		

** 公 売 明 細 書 **

桧番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
61	アカシヤ	4.00	30	1	0.360		
62	クスギ	3.00	50	1	0.750		
63	クスギ	4.00	50	1	1.000		
64	クスギ	3.00	48	1	0.691		
65	ナラ	4.00	38	1	0.578		
66	クスギ	3.40	42	1	0.600		
67	クリ	4.00	32	1	0.410		
68	クリ	3.00	32	1	0.307		
69	スギ	6.00	22	1	0.317		
70	スギ	6.00	36	1	0.821		
71	スギ	6.00	32	1	0.653		
72	スギ	6.00	28	1	0.505		
73	スギ	6.00	38	1	0.913		
74	スギ	6.00	62	1	2.381		
75	イチヨウ	5.80	60	1	2.088		

** 公 売 明 細 書 **

桧番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
76	ｽｷﾞ	4.60	52	1	1.244		
77	ｽｷﾞ	4.00	40～ 42	3	2.052		
78	ｽｷﾞ	4.00	38～ 46	3	2.130		
79	ｽｷﾞ	4.00	50	1	1.000		
80	ｽｷﾞ	4.00	48	1	0.922		
81	ｽｷﾞ	3.00	44	1	0.581		
82	ｽｷﾞ	3.00	42	1	0.529		
83	ｽｷﾞ	3.00	48	1	0.691		
84	ｽｷﾞ	3.00	32	1	0.307		
85	ｽｷﾞ	3.00	42	1	0.529		
86	ｽｷﾞ	4.00	42	1	0.706		
87	ｽｷﾞ	4.00	42	1	0.706		
88	ｽｷﾞ	4.00	54	1	1.166		
89	ｽｷﾞ	4.60	58	1	1.547		
90	ｽｷﾞ	4.00	50	1	1.000		

** 公 売 明 細 書 **

桧番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
91	スギ [〃]	4.00	52	1	1.082		
92	スギ [〃]	4.00	40 ~ 46	3	2.332		
93	スギ [〃]	4.00	24 ~ 32	9	3.074		
94	スギ [〃]	4.00	38 ~ 56	5	4.694		
95	スギ [〃]	4.00	32 ~ 38	4	2.028		
96	トウヒ	4.00	28 ~ 44	8	4.274		
97	ケヤキ	4.00	56	1	1.254	1本	
98	ケヤキ	4.40	56	1	1.380	1本	積込料別途
99	ケヤキ	6.40	64	1	2.704	1本	積込料別途
100	ケヤキ	2.00	66	1	0.871	1本	
101	ケヤキ	2.00	60	1	0.720	1本	積込料別途
102	ケヤキ	1.60	68	1	0.740	1本	
103	ケヤキ	1.00	88	1	0.774	1本	
104	ケヤキ	2.00	64	1	0.819	1本	
105	クヌギ [〃]	2.00	36	1	0.259		

** 公 売 明 細 書 **

桧番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
106	クヌギ	2.20	40	1	0.352		
107	ナラ	2.00 ~ 3.00	14 ~ 26	6	0.614		
108	ナラ	3.80 ~ 4.00	16 ~ 22	5	0.651		
109	クルミ	2.00	20	1	0.080		
110	クリ	2.00 ~ 2.60	16	3	0.185		
111	ナラ	1.60 ~ 2.00	14 ~ 28	11	1.294		
112	ケヤキ	2.00 ~ 3.60	18 ~ 26	5	0.580	1山	
113	ケンボ ^o ナシ	2.00	32	1	0.205		
114	ケンボ ^o ナシ	3.60	30	1	0.324		
115	サクラ	3.60	28	1	0.282		
116	サクラ	2.60 ~ 3.00	24 ~ 28	3	0.527		
117	クルミ	3.40 ~ 3.60	22 ~ 24	3	0.535		
118	ナラ	2.80 ~ 3.40	18 ~ 26	6	0.904		
119	ナラ	4.00	20 ~ 24	5	0.972		
120	ナラ	2.60 ~ 3.00	24 ~ 30	10	2.128		

** 公 売 明 細 書 **

極番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
121	クリ	4.00	22	1	0.194		
122	クリ	3.00 ~ 4.00	16 ~ 20	4	0.465		
123	ケンボ°ナシ	2.20	36	1	0.285		
124	ケンボ°ナシ	2.40	46	1	0.508		
125	ナラ	4.00	32	1	0.410		
126	ナラ	4.00	32	1	0.410		
127	サクラ	4.00	44	1	0.774		
128	ナラ	4.00	38	1	0.578		
129	ケヤキ	4.00	36	1	0.518	1本	
130	ケヤキ	4.00	36	1	0.518	1本	
131	ケヤキ	4.00	26	1	0.270	1本	
132	クリ	4.00	24 ~ 30	3	0.860		
133	クリ	4.00	28 ~ 32	3	1.084		
134	クリ	4.00	36	1	0.518		
135	クリ	4.00	38	1	0.578		

** 公 売 明 細 書 **

桧番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
136	クリ	3.00	38	1	0.433		
137	クリ	2.80	28	1	0.220		
138	クリ	2.80	28	1	0.220		
139	モミ	4.00	32	1	0.410		
140	モミ	4.00	38	1	0.578		
141	エノミ	6.00	62	1	2.381		積込料別途
142	イチヨウ	5.80	60 ~ 70	2	4.930	1山	積込料別途
143	スギ	6.00	82	1	4.133		積込料別途
144	スギ	6.40	54	1	1.936		積込料別途
145	ケヤキ	4.00	80	1	2.560	1本	積込料別途
146	スギ	5.40	64	1	2.212	1本	積込料別途
147	スギ	4.00	72	1	2.074	1本	積込料別途
148	スギ	4.00	80	1	2.560	1本	積込料別途
149	スギ	5.00	86	1	3.698	1本	積込料別途
150	クルミ	4.00	24 ~ 28	2	0.544		

** 公 売 明 細 書 **

樺番	樹種	長さ	末口	本数	材積	売区	備考
151	ナラ	1.80	56	1	0.564		
152	ナラ	1.80	46	1	0.381		
153	クリ	2.00	26 ~ 32	6	0.969		
154	クルミ	3.00 ~ 3.80	20 ~ 22	2	0.304		
155	カラマツ	3.00	24	1	0.173		
156	アカマツ	4.00	26 ~ 36	5	1.970		
157	ホウ	3.00	32	1	0.307		
158	ホウ	2.80	32	1	0.287		
159	クルミ	2.00	40	1	0.320		
160	クルミ	2.00	40	1	0.320		
161	クルミ	3.20	36	1	0.415		
162	クルミ	4.00	28	1	0.314		
163	クルミ	2.00 ~ 2.40	28 ~ 30	2	0.368		
164	クルミ	2.80 ~ 3.00	24 ~ 30	3	0.663		
165	クルミ	2.00 ~ 2.40	20 ~ 28	5	0.611		